

# 關東車輛工組合罷業に對する吾人の態度

一般來、紛糾を重ねつゝある關東鐵工組合本所支部並關東車輛工組合の問題は、實に同一階級の同志打ちであつて、我々の最も遺憾とするところであるが、併し我々はたゞへ同一階級に屬する者とはいへ、あまりに階級道徳を無視し、同志としての誠意を缺く者に対しては、已むを得ず、全労働階級の正義と利益とのために、痛苦を忍んで、戰はなければならぬのである。我々が今回車輛工組合の罷業に對し、断乎として反対の態度を取る所以は茲に在る。我々は公平なる一般同志諸君は必ずや我々の態度を是認せらるべきことを信ずる。しかして彼の車輛工組合及び其の背後に謀策する機械聯合會なるものが、如何に陋劣なる心事を有するものかを理解することと思ふ。以下今回の問題に關して我々の態度を表明して以て公の批判に俟つ次第である。

## 二

元來汽車會社には關東車輛工組合と誠睦會との二組合が存在し來つたのであるが、四月二十二日、誠睦會は車輛工組合に對して合同を申込んだ。其の際、誠睦會長安藤君は、組合名稱變更、友誼團體との提携拒絶、會則の變更の三條件を要求したが、交渉不調となり合同問題は其儘に中絶した。其後五月十五日、車輛工組合より水上君外二名が來り渡邊政之助君を介して誠睦會に對し合同を申込んだ時、誠睦會は前記の三條件を撤回して、無條件で合同に賛成したのである。唯だ希望條件として大阪に於ける本工場とより密接なる關係を作ることを附加したのみであつた。しかして車輛工組合の幹部水上君外數名の諸君も快く之れを諒解したのである。

越えて五月十九日、誠睦會は合同の件を公式に決定するため、總會を開いた。此の總會に於ては、誠睦會を解散し、無條件にて車輛工組合と合同する決議を通過する手筈になつて居たのである。然るに奇怪なるは車輛工組合及び機械聯合會の態度であつた。此の總會には車輛工組合の委員のみが臨席する約束であつたのに拘らず、委員入場の際に多勢の車輛工組合員に打混つて機械聯合會の諸君も闖入した。そして渡邊君が經過を報告して、誠睦會が車輛工組合と合同するに至つた旨を述ぶるや、闖入者等は他組合の總會なるに拘らず、妨害を極め、合同にあらずして提携なりと呼號し、議事を攪亂して遂に解散の已むなきに至らしめたのである。しかして解散を宣するや、彼等は萬歳を唱へるの狂態を演じた。

## 三

機械聯合會の檄文を見るに、右の點に就いて全く眞相を隠蔽して、自己の立場を守るに汲々として居る。右の檄文の中の「再び誠睦會の組織」といふ一節に於て、誠睦會の安藤君が合同に就いて三條件を主張したことのみを記して、其後の經過に就いては全く沈黙して居る。則ち兩者の間に合同に關して十分の諒解があつた事實を無視して居る。實に五月十九日の誠睦會總會は此の諒解を基礎として開かれたものである。若し此の諒解が其のまゝ續けば兩者の合同は無事に成立したのである。然るに總會に於て車輛工組合員が機械聯合會の諸君と組んで、合同に反対して提携を叫んだことは、其の間に或る奇怪なる弄策が行はれたことを想像せしむるに十分である。則ち機械聯合會が奸策を用ひて、車輛工組合の合同的主張を變説せしめ、兩者の合同を破壊し、車輛工組合を自家の勢力下に置くべく努力したこととは明かである。檄文は労働同盟が弄策を用ひたと力説して居るが、かくの如きことは自己の疼ましき處を庇ふがために、他に責を嫁するものである。其の醜陋なる態度は正に唾氣すべきである。

また同檄文の「日本労働總同盟の弄策」といふ一節の中に於て「五月十九日誠睦會總會を本所染色俱樂部に開いた。(中略)關東車輛工組合及び機械聯合會、其他正進會信友會芝浦労働組合の各組合員は傍聽すべく交渉したため、遂に僅かの傍聽を許したまゝ、何故か其の會合は解散してしまつた」と云つて居るが、彼等が日頃組合の自主權を尊重するに拘らず、他組合の總會に無斷に闖入して、あらゆる亂行を極めて總會を解散せしめたことは何等語つて居ない。我々は斯くの如き暴舉は資本家及び官憲の壓迫と共に、等しく排撃すべきものである。我々は公平なる一般の同志諸君が、此の機械聯合會の「弄策」と「暴舉」に對し、嚴正なる判批を下すものなることを確信する。

前述の檄文を見るに、總じて虚偽と捏造と曲解の展覽會の如き觀がある。よくも長々と真しやかな出鱈目文を作り上げたことと人をして感嘆せしむるものがある。しかも此の出鱈目が同志を中傷するために用ひられたことに就き、我々は階級道徳の上から斷じて之れを許すこと出来ないのである。茲に一二の出鱈目を加減を紹介して置かう。